

## 6月1日から開始 成人用肺炎球菌予防接種の助成

▶対象 町民で下記の①②いずれかに該当する方※これまで肺炎球菌ワクチンを接種したことのない方に限ります。

①平成30年度に以下の年齢になる方

年齢	生年月日	年齢	生年月日
65歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	85歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日
70歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	90歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日
75歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	95歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日
80歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	100歳	大正7年4月2日～大正8年4月1日

②接種日に60歳から64歳で心臓、腎臓、または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいやを有する方

▶自己負担 3,000円(生活保護世帯は無料)

▶接種方法

対象者に町から通知文と予診票を郵送します。内容をよくお読みいただいたうえで接種を希望する方は、下記の町内指定医療機関に予約し接種を受けてください。

町内指定医療機関名	電話番号	町内指定医療機関名	生年月日
景山医院(錦町)	☎54-2350	おち小児科(札内新北町)	☎56-5522
緑町クリニック(緑町)	☎54-6900	柏木内科医院(札内青葉町)	☎56-5151
忠類診療所(忠類幸町)	☎8-2053	札内北クリニック(札内共栄町)	☎20-7750
十勝の杜病院(千住)	☎56-8811	さつない耳鼻咽喉科(札内北栄町)	☎21-4187

※予診票を紛失した方は再発行しますのでお問い合わせください。予診票がないと接種できません。

▶接種期間 平成30年6月1日～平成31年3月31日

▶償還払い申請

指定以外の医療機関で受ける場合は、償還払いの申請を提出すると、後日払い戻すことができますのでお問い合わせください。上記期間中の接種に限り、平成31年4月30日⑩まで償還払い申請を受け付けます。

☎保健課健康推進係(☎54-3811) / 忠類総合支所保健福祉課(ふれあいセンター福寿内☎8-2910)

## がん検診無料クーポン券をご活用ください

町では子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診について、対象年齢の方に「がん検診無料クーポン券(以下無料クーポン券)」を郵送しています。無料クーポン券を活用して、今年度がん検診を受けるきっかけにしてください。

▶対象 町民で、平成30年度に以下の年齢になる方

無料クーポンの種類	年齢	生年月日
子宮頸がん検診(女性のみ)	20歳	平成10年4月2日～平成11年4月1日
	21歳	平成9年4月2日～平成10年4月1日
	24歳	平成6年4月2日～平成7年4月1日
乳がん検診(女性のみ)	40歳	昭和53年4月2日～昭和54年4月1日
大腸がん検診(男女)	40歳	昭和53年4月2日～昭和54年4月1日
	41歳	昭和52年4月2日～昭和53年4月1日

※上記対象者で無料クーポンが届いていない方は、お手数ですが健康推進係までご連絡ください。

▶転入された方

平成30年4月21日以降に町内に転入された方は町の無料クーポン券を発行しますので、下記までご連絡ください。

☎受診方法や、再発行など詳細については下記までお問い合わせください。

☎保健課健康推進係(☎54-3811) ☎kenkou@town.makubetsu.lg.jp



## 5月31日～6月6日は禁煙週間です！

テーマ

『2020年、受動喫煙のない社会を目指して  
～たばこの煙から子ども達をまもろう～』

世界保健機構(WHO)は、毎年5月31日を「世界禁煙デー」と定め、世界各国で様々なキャンペーンを行っています。日本においても、厚生労働省が毎年5月31日から6月6日を禁煙週間とし、禁煙や受動喫煙防止についての普及啓発を行っています。

「望まない受動喫煙」のない環境を整えるため、健康影響が大きい20歳未満の子ども、妊婦への望まない受動喫煙のないよう、喫煙する際は周囲の状況に配慮してください。



### たばこの健康への影響



【妊婦】

妊娠高血圧症候群・子宮外妊娠・胎児発育遅延・前置胎盤・早産



【子ども】

乳幼児突然死症候群(SIDS)・低出生体重児・ぜんそくの重症化・咳・痰・息切れ・中耳炎・虫歯

### 受動喫煙を防ぐために 喫煙者はルールやマナーを守りましょう

喫煙するときは周囲の人への思いやりをもち、みんなが気持ちよくすごせるよう心がけましょう。

◆子どもや妊婦の周辺ではたばこを吸わない。

◆歩きタバコはやめましょう。

◆分煙している場所ではそのルールを守りましょう。

町では禁煙したい方への支援を行っています。  
禁煙のご相談、禁煙外来の情報提供など、健康相談をご利用ください。

▶開設場所 役場保健課、札内支所住民相談室、ふれあいセンター福寿

▶開設日時 月曜～金曜(年末年始・祝日除く) 午前8時45分～午後5時30分

※札内支所住民相談室では、水曜日のみ午後7時まで延長しています。

電話やメールでも受け付けていますので、気軽にご相談ください。

電話相談	☎0155-54-3811	月曜～金曜(年末年始・祝日除く) 午前8時45分～午後5時30分
メール相談	kenkou@town.makubetsu.lg.jp	※メールの件名に「健康相談」と記載してください。



## 町税・使用料等の口座振替日のお知らせ

町税・使用料等の支払いは簡単便利な「口座振替」をご利用ください。

口座振替をご希望の方は、役場税務課収納係まで連絡いただくか、口座のある金融機関窓口で手続きしてください。  
☎税務課収納係(☎54-6603)

区 分	口 座 振 替 日			
固定資産税、町道民税(普通徴収分)、 下水道受益者負担金	第1期	第2期	第3期	第4期
	7月2日(月)	8月31日(金)	10月31日(水)	12月25日(火)
国民健康保険税(普通徴収) 後期高齢者医療保険料(普通徴収) 介護保険料(普通徴収)	第1期	第2期	第3期	第4期
	7月2日(月)	7月31日(火)	8月31日(金)	10月1日(月)
	第5期	第6期	第7期	第8期
	10月31日(水)	11月30日(金)	12月25日(火)	1月31日(水)
軽自動車税	7月2日(月)	第1期のみ		
学校給食費	5月以降の 毎月末	※月末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日。 12月末の引落しは翌年1月4日(金)です。		
上下水道使用料、個別排水処理施設使用料、公営住宅料、教員住宅料、常設保育料、へき地保育料、幼稚園保育料、学童保育料	毎月末			

## 6月18日(月)から7月2日(月)は、 固定資産税、町道民税、軽自動車税、国民健康保険税の第1期納期です 各種町税の納期のお知らせ

第2期以降の各種町税の納期は、下記のとおりですのでご確認ください。

☎税務課収納係(☎54-6603)

期 間	固定資産税	町道民税	軽自動車税	国民健康保険税
6月18日(月)～7月2日(月)	第1期	第1期	第1期	第1期
7月17日(火)～7月31日(火)				第2期
8月16日(水)～8月31日(金)	第2期	第2期		第3期
9月18日(火)～10月1日(月)				第4期
10月16日(火)～10月31日(水)	第3期	第3期		第5期
11月16日(金)～11月30日(金)				第6期
12月3日(月)～12月25日(火)	第4期	第4期		第7期
1月16日(水)～1月31日(水)				第8期

## 町税の納税相談窓口を開設します

納期ごとの支払いが困難な方、分割での支払いを希望される方で、平日の昼間に相談ができない方は、「納税相談窓口」を開設しますのでご利用ください。

☎税務課収納係(☎54-6603)  
忠類総合支所地域振興課(☎8-2111)



### ▶役場税務課、札内支所

☎6月17日(月)～6月22日(金)  
日曜日 :午前10時～午後4時  
平日夜間:午後8時まで

### ▶忠類総合支所(地域振興課)

☎6月18日(月)～6月19日(火)  
平日夜間:午後8時まで

※印鑑をご持参ください。

## 各種町税の減免のお知らせ

平成30年度において、経済的な理由により納税に困難な事情などがあるときは、その状況に応じて町税の減免を受けられる場合があります。該当する場合は、納期限の7日前までに減免申請の手続きが必要です。

詳細については、各担当係にお問い合わせください。

事 由	対象となる税目
災害などにより所得が皆無となり、生活が困難となった場合	町道民税、国民健康保険税
生活保護を受けた場合	町道民税、固定資産税
一定の障がいがある方が、軽自動車などを所有する場合	軽自動車税(詳細は次のとおり)

### ▶軽自動車税の減免申請について

#### ◆対象となる車両

- ①身体もしくは精神に障がいがあり、歩行の困難な方が所有する車両
- ②身体もしくは精神に障がいがある方と生計を一にする方が所有する車両
- ③その構造が、もっぱら障がい者の利用に供するためのものである車両

#### ◆対象となる障がいの範囲

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方(障がいの区分や級により該当にならない場合があります。)
- ②療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ③知的障害者更生相談所または児童相談所の交付する判定書により知的障がいがあると認められる方
- ④精神保健指定医の診断書により、精神に障がいがあると認められる方

☎町道民税 税務課住民税係(☎54-6604)

固定資産税・軽自動車税 税務課資産税係(☎54-6604)

国民健康保険税 住民生活課国保医療係(☎54-6602)

## 軽自動車税を口座振替で納められている方へ

軽自動車税を口座振替で納めている方への平成30年度継続検査(車検)用の納税証明書の発送は、平成30年7月中旬を予定しております。納税証明書がお手元に届く前に必要な方は、窓口で申請していただくことで平成29年度継続検査用納税証明書の有効期限を7月末日まで延長した納税証明書を発行することができます。

前年度までの納税の確認ができない場合、納税証明書を発行することができませんのでご理解とご協力をお願いいたします。

☎税務課収納係(☎54-6603)

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成30年度の保険料等について～

## ▶ 6月に保険料額を個別にお知らせします

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たりの額】 50,205 円	+	所得割【本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得－33万円) ×10.59%	=	1年間の保険料 【限度額 62万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------	---	--	---	---------------------------------------

※ 1年間の保険料の上限額は62万円です。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

### ◆ 保険料の軽減

#### ① 均等割の軽減

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	【年額】 5,020円
33万円	8.5割軽減	【年額】 7,530円
33万円+ (27万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	【年額】 25,102円
33万円+ (50万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】 40,164円

※ 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

※ 昭和28年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

#### ② 所得割の軽減

平成29年度は、一定の所得以下の方について、所得割が「2割」軽減されておりましたが、平成30年度から、「軽減なし」へ変更となりました。

#### ③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が5割軽減となります。

※ 平成30年度から、被用者保険の被扶養者だった方の均等割の軽減割合が7割から5割へ変更されました。なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

※ 被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

### ◆ 保険料の減免

保険料の支払いが困難な場合は、住民生活課国保医療係へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

### ◆ 保険料の支払方法

保険料の支払いは、「年金からの支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

※ 「口座振替」を希望される方は、住民生活課国保医療係へ申し出てください。なお、「年金からの支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。

※ 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。(年金からの支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります。)

### ▶ ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。

ジェネリック医薬品の処方をご希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口で「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。「希望カード」が必要な方は住民生活課国保医療係までお問い合わせください。

### ▶ 病院にかかるときはこんな点に気をつけましょう

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。

☎ 北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601) / 住民生活課国保医療係(☎54-6602)

# 65歳以上の方の介護保険料が変わります

介護保険料は、事業計画期間の介護サービス見込量や高齢者の状況等をもとに、3年ごとに見直すことになっています。町では、介護サービスの利用者や利用量が増大している現状などを考慮して、昨年度までの基準月額5,150円を5,400円に引き上げるなどの見直しを行いました。

平成30年度からの3年間の介護保険料は、次のとおりです。

所得段階	対象者		年額保険料 (基準年額×基準割合)
	本人の属する世帯員の状況	本人の状況	
第1段階	世帯員全員が非課税の方	老齢福祉年金受給者の方 生活保護受給者の方 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	29,100円 (基準年額×0.45)
第2段階		第1段階に該当しない方で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	42,100円 (基準年額×0.65)
第3段階		上記に該当しない方	48,600円 (基準年額×0.75)
第4段階	本人が非課税の方	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	55,000円 (基準年額×0.85)
第5段階		上記に該当しない方	64,800円 (基準年額)
第6段階	世帯員に課税者がいる方	合計所得金額が120万円未満の方	77,700円 (基準年額×1.20)
第7段階		合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	81,000円 (基準年額×1.25)
第8段階		合計所得金額が160万円以上200万円未満の方	84,200円 (基準年額×1.30)
第9段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	97,200円 (基準年額×1.50)
第10段階		合計所得金額が300万円以上350万円未満の方	103,600円 (基準年額×1.60)
第11段階		合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	110,100円 (基準年額×1.70)
第12段階		合計所得金額が500万円以上の方	116,600円 (基準年額×1.80)

※ 「課税年金収入額」とは、老齢年金や退職年金などの市町村民税の課税対象となる年金収入額で、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などの年金収入額は含まれません。

※ 「所得金額」とは、収入金額から必要経費等に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額をいい、「合計所得金額」とは、複数の種類の所得がある方において、それぞれの所得で算出された所得金額を合計した金額をいいます。

☎ 保健課介護保険係(☎54-3812)

### 介護保険料の減免・徴収猶予について

災害や失業などの理由による著しい収入の減少があり、保険料の納付が困難な場合は、その状況に応じて、保険料の減免と徴収猶予の制度があります。該当する場合は、納期限7日前までに申請が必要です。

▶ 対象者 納付義務者又はその世帯の生計中心者が次の①～④のいずれかに当てはまる場合

- ① 地震や火災などの災害により、住宅や家財に著しい損害を受けたとき
- ② 死亡や心身障がい、長期入院により収入が著しく減少したとき
- ③ 事業の休廃止や損失、失業により収入が著しく減少したとき
- ④ 冷害や干ばつなどで農作物の不作、不漁により著しく収入が減少したとき

☎ 保健課介護保険係(☎54-3812)